

優秀賞

# 飲酒運転は犯罪！

(神奈川) (株) 大三ロジテック

有賀 秀樹

“測定が完了しました”

アルコールチェッカーの音声を聞き、ほっと胸をなでおろします。毎日、11時前後には朝の点呼が終わり、何十人ものアルコールチェックに立ち合い、ドライバーが出庫していくのを見送ります。

私は人事労務部に所属していますが、運行管理者の資格も持っている為、毎朝ドライバーの健康確認を確認し“ご安全に～！”と社員を送り出しています。

“乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者”

これは、現在の神奈川県飲酒運転根絶運動のスローガンですが、道路交通法に飲酒運転の規定ができたのは1960年のことで、当時は呼気1リットル中のアルコール量が0.25mg以上の場合に運転が禁止されていたそうです。また、違反したとしても罰則はなかったとのこと。1970年ようやく基準値に関わらず飲酒運転は禁止、呼気1リットル中のアルコール量が0.25mg以上の場合には、違反点数と罰則が科されることとなったそうです。ただし、罰則は今ほど厳しいものではなく、例えば、酒気帯び運転の場合は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、行政処分も違反点数は6点だったそうです。

2007年には、酒を飲んでいると知りながら運転をさせた、また車を運転すると知っていて酒を提供すると罰則の対象になりました。更に2009年には違反点数が大きく引き上げられました。公道を使用し、商いを行なっている私たちトラック運送事業者1人1人が、

“乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者”

このスローガンを脳裏に刻み込み、飲酒運転0を目指さなくてはなりません。

私は30代から現在の会社に入り、現在は人事労務部という立場で、この運送業界に携わっております。

すべての運送会社で、業務前・業務後にアルコール検知器にてドライバーのアルコールチェックをしておりますが、昔はアルコール検知をするとアルコール検知器に引っかかってしまうドライバーがいました。もちろん飲んでベロベロだーというような状態ではなく、

“えー少ししか飲んでないのに”とか“飲んだけど、そんなに飲んではおりません”とか、またアルコールの数値も0.04~0.05だったのですが、アルコールが0にならないと、会社としては出庫させることはできません。1時間以内で、アルコールが0になり仕事に出ていったのですが、会社に来るまでもし事故を起こしていたらと思うと…すごく不安になりました。

また、10年ぐらい前にはアルコール検知器を不正操作、アルコールが残っているのにアルコールが残っていないように操作をし、ごまかしているドライバーがおりました。馳ごっこではありませんが、どんな機械でもそれを不正に使用する人がいると考えさせられる出来事でした。もちろん現在弊社で使用しているアルコールチェッカーでは不正操作はできません。

どのくらい飲めば、体内にアルコールが残ってしまうのか？またどの程度ならば飲んでも翌日の仕事に差し支えない量なのか？その日の体調・体重などで人それぞれ千差万別ですが、ビールで例えると500ml・日本酒では1合180ml・ワインではグラス2杯200mlで1単位となり、1単位の分解速度は4時間かかるといわれております。

例えば、ドライバーが自宅で晩酌し飲酒する場合は、翌日の出発時間から逆算して分解可能な量の飲酒で止めないと、翌朝になってもアルコールが残っている状態となります。

飲み会などで何杯も飲酒した場合でも、「よく寝たから大丈夫！」とはなりません。

例えば、休日など飲み過ぎたなあと思ったときには、“絶対！運転はしない”ようにするなど注意が必要です。またアルコールが残ったままで運転することは犯罪です。一緒に飲んでいた人が飲んだまま車両を運転して帰ろうとした人に対して、止めなければならぬのです。職業ドライバーであればなおさら注意しなければいけません。

アルコールが残ったまま運転をすることは、ドライバーとしての職務を放棄していることと一緒です。もちろん飲酒をすれば気分が高まり楽しい気分になれますし、お酒はコミュニケーションを図る為のツールとして、お互いの距離を近づけるための大切なツールとも言えます。但し自分のペースや体調を理解したうえで、翌日がもし出勤であれば入社時間を計算し飲酒して頂かななくてはなりません。

近年では、弊社のドライバーでアルコールを出すドライバーはおりません、やはり、ドライバー本人がアルコール運転は絶対にしない、

“飲酒運転は犯罪！”ということが浸透してきたからだと思います。

ニュース等によれば、令和5年中の飲酒運転による交通事故件数は、2,346件で前年と比べて増加し、そのうち、死亡事故件数は、112件で前年と比べると減少しております。本来であれば0でなければならぬのですが、0ではありません。

事業用トラックは、経済活動・国民生活に必要不可欠です。緑ナンバーのトラックが交通事故を起こすと、起こした会社のイメージが悪化し、荷主からの信用・信頼を失ってしまいます。

もしそれが飲酒事故であったら！！ドライバー1人の飲酒事故が、他のドライバーや所属している会社に、多大な損害をもたらすのです。その為、弊社は今後も緑ナンバー事業者として、飲酒運転は犯罪という事を社員1人1人に自覚してもらい、

“乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者”

を脳裏に刻み込み、弊社のスローガンのひとつとして、飲酒運転撲滅に邁進していきたいと思っております。